

市町村合併を考える③

3月1日号では、複数の市町村が連携・協力して行政サービスを行う「広域行政」の取り組みの状況をお伝えしました。
今回は、「市町村合併」の仕組みや、国・県による支援策の状況などについてお知らせします。

図1 合併の形態

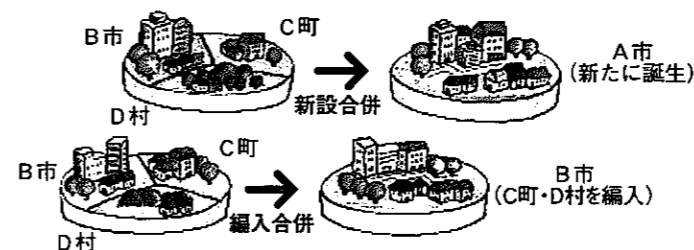


表1 最近の合併の状況

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成13年1月1日	新潟市(新潟県)	新潟市、黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市(東京都)	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市(茨城県)	潮来町、牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市(埼玉県)	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	大船渡市(岩手県)	大船渡市、三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市(香川県)	津田町、大川町、志度町 寒川町、長尾町	新設
平成14年4月1日	久米島町(沖縄県)	仲里村、具志川村	新設

表2 市町村合併に対する主な支援

○地方交付税(※1)の算定の特例

合併後10年間は、地方交付税の交付額を減額せずに、合併前の市町村が受けるべき交付税の合計と同額が交付され、その後5年間で段階的に縮減されることになっています。

○合併特例債(※2)による財政措置

合併後10年間は、新しいまちづくり計画(市町村建設計画)に基づいて行う一定の事業について、合併特例債の発行による借入れが認められ、経費の95%に充てることができます。

また、返済額の70%については、後に地方交付税として国から市町村に交付されることになっています。

○議員の定数・在任に関する特例

合併後の市町村において、地域間格差が生じないように、合併後の選挙で一時的に議員の定数を増やしたり、旧市町村の議員が一定期間、新市町村の議員として引き続き在任できる特例があります。

○政令指定都市の指定の弾力化

都道府県並みの権限を持つ政令指定都市について、大規模な合併が行われ、市町村や都道府県の要望がある場合は、弾力的な指定を検討することになっています。

○合併重点支援地域の指定

合併に向けて、具体的な取り組みを行っている地域を「合併重点支援地域」として指定し、県事業を優先的に実施することになっています。

用語の説明

※1 地方交付税

地方公共団体の財源の均衡を図り、かつ必要な財源の確保を目的とする制度。地方公共団体における地方税等の一定の収入見込み額が、標準な行政を行うために必要となる経費に比べて不足する場合に、その差額を国が交付する。

※2 合併特例債

合併後の市町村の一体性の確立、均衡ある発展を図るために行う公共的施設の整備事業について、必要な財源を調達するために発行される地方債。通常、地方債の発行には都道府県知事の許可が必要で、発行目的も限定される。

市町村合併の形態

市町村合併の形態は「新設合併」と「編入合併」の二つに分けられます。(図1)

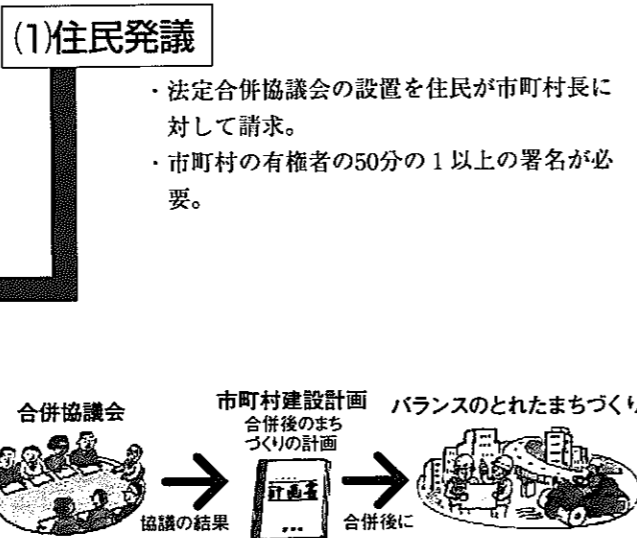
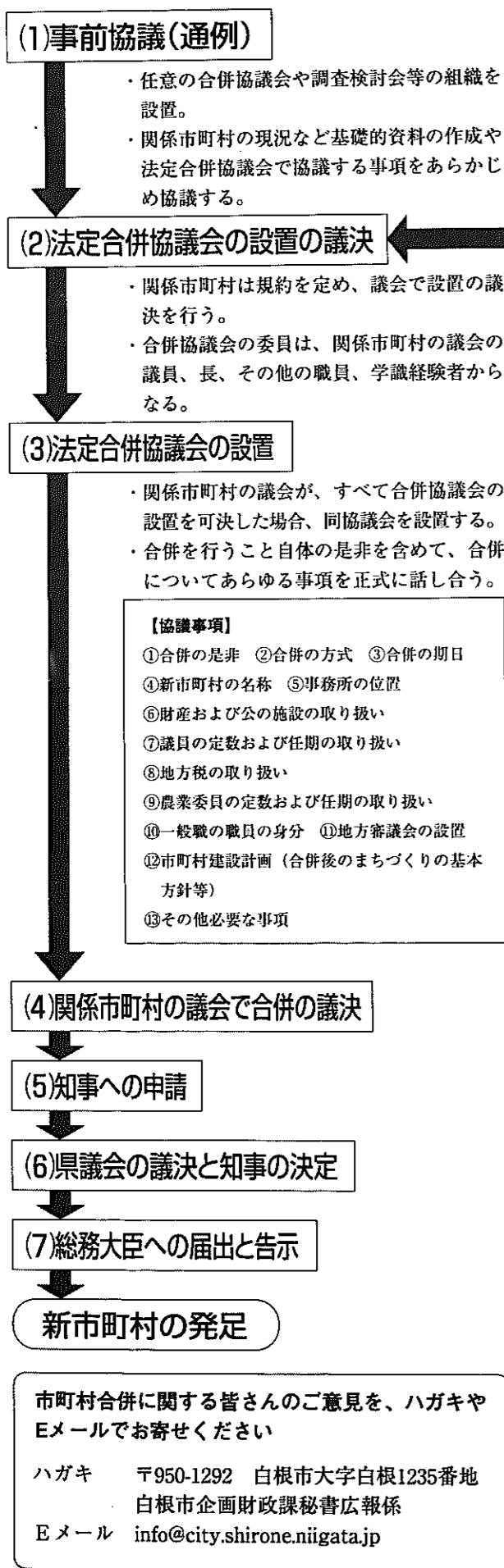
「新設合併」は、これまでの市町村を廃して、その区域に新たな市町村を設置する方法です。
また「編入合併」は、一方の市町村がもう一方の市町村を編入する方法で、この場合は、編入する市町村

が存続することになります。いずれの方法によっても、合併後の自治体に差があるわけではありませんが、市長など特別職の取り扱いや議員の定数および任期などの取り扱いに違いがあります。

市町村合併に対する制度支援

国や県では、市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう、さまざまな支援策を用意しています。(表2) 最も大きな制度に、「市町村の合併に関する法律(合併特例法)」があります。この法律は市町村合併が円滑に行われるよう、合併の際に障

図2 市町村合併の手続き



市町村合併の手続き

市町村合併は、一般に検討を始めてから実現するまで、図2のような手続きを取ることになります。

新潟市と黒埼町では、平成七年二月に任意合併協議会を開催してから昨年一月の合併まで約六年かかるなど、手続きに要する期間は一概に言えません。事前協議から新市町村の発足までは最低でも二年はかかるといわれています。

白根市は、現在、新潟市周辺の十市町村で構成する「新潟地域市町村合併問題研究会」において、行政制度の比較調査を行っているほか、白根地域広域事務組合を構成する五

市町村の間で合併問題に対する情報交換を行っています。合併協議対象市町村の範囲の選定を含め、まだ(1)の事前協議に入っていない状況にあります。

合併特例法の期限を考えた場合、できるだけ早い時期に事前協議(任意協議会の設立)に入らなければなりません。その判断については、市町村合併に関する情報提供を行った後、皆さんの意向を踏まえた上で行います。

なお、仮に協議会が設置された場合、その中で合併の是非を含めて、合併した場合の新しいまちの将来像や行政サービスの内容について検討していきます。

市町村合併は住民が主役

市町村合併は住民生活に大きく影響する重要な問題です。また、住民合意のもと市町村の自主的な判断に基づいて進められるものです。白根市ではさまざまな角度からこの問題を考え、皆さんの間でより活発な議論が行われるよう、これから情報提供していきます。

市町村合併に関する皆さんのご意見を、ハガキやEメールでお寄せください

ハガキ 〒950-1292 白根市大字白根1235番地
白根市企画財政課秘書広報係
Eメール info@city.shirone.niigata.jp